

【 手術 】

354 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術（その他）等における胃内粘液溶解除去剤の算定について

《令和6年10月31日》

○ 取扱い

次の手術又は検査における胃内粘液溶解除去剤（プロナーゼMS）の算定は、原則として認められる。

- (1) K653 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術「5」その他のポリープ・粘膜切除術
- (2) D310 小腸内視鏡検査「3」カプセル型内視鏡によるもの

○ 取扱いを作成した根拠等

プロナーゼMSの添付文書の効能・効果は、「胃内視鏡検査における胃内粘液の溶解除去」である。胃内視鏡検査の実施にあたっては、胃内粘液の存在は胃粘膜の観察の妨げになることより、その除去が必要である。内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術や小腸内視鏡検査においても同様であると考えられることから、本剤の使用の有用性は高い。

以上のことから、上記手術又は検査における胃内粘液溶解除去剤（プロナーゼMS）の算定は、原則として認められると判断した。